

令和2年4月7日

保 護 者 各 位

神栖市新型コロナウイルス感染症対策本部
神栖市長 石田 進

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応について（お知らせ）

日頃より、当市の保育行政にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先日は神栖市内において、新型コロナウイルス感染者が確認され、感染の状況が未確定であったため、4月1日から当分の間、保育所等の臨時休園を実施したところです。

保護者の皆様におかれましては、突然の休園により、児童への対応について、ご心配をお掛けしましたが、児童の安全確保及び感染拡大防止のためご理解をいただき感謝申し上げます。

現在、市内感染者及び濃厚接触者への対応を、県とともに実施しているところであり、その感染状況が把握でき、大都市等で発生しているような、感染源が不明といった状況ではございません。

このような中、市といたしましては、保育所等の必要性を鑑み、市内発生から2週間を経過する4月13日（月）から、別紙により、保育所等の臨時休園を解除することといたしました。

しかしながら、予断を許さない状況は依然として継続しており、これまでと同様に、できるだけ自宅等での保育の継続をお願いし、保護者の方の職務等、自宅での保育が困難な場合は、保育所等のご利用を可能といたしたいと考えております。

また、今後の状況によっては、再度臨時休園とさせていただく場合もありますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

なお、ご不明な点やご相談につきましては市子育て支援課までお問い合わせいただけますよう重ねてお願いします。

問い合わせ先

神栖市役所健康福祉部子育て支援課

電 話 0 2 9 9 (9 0) 1 2 0 6

(別紙)

保育所の開所について

- 今後の感染状況により、さらに臨時休園等を実施する場合は、すみやかにお知らせしますが、急なご案内になることもありますことを、あらかじめご理解ください。
- 保育所等の利用児童または職員に、新型コロナウイルス感染が判明した場合は、当該施設が臨時休園（14日間程度）となります。

児童の登園について

- 登園の自粛について
保育所等の利用児童について、発熱や風邪の症状がある場合は、登園を控えてください。また家庭での保育が可能な場合は、できるだけご協力をお願いします。
- 登園の停止について
保育所等の利用児童が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合などは、最後に感染者と接触した日から原則14日間は登園停止となります。
保健所等より指導等があった際には、各保育所等に対して申し出ていただけますようお願いいたします。
- 家庭での留意事項
 - ・一般的な感染症への対応同様、手洗いや咳エチケット等の徹底にご協力ください。
 - ・児童の発熱や咳・鼻水等の健康状態の確認の徹底にご協力ください。
 - ・児童の健康状態の確認について、保育所等からの依頼事項にご協力ください。

給食の取り扱いについて

市内全園において、4月20日（月）の再開といたします。このため、4月13日（月）から18日（土）までの間は各自、弁当持参となりますので、詳しくは各保育所等にお問い合わせください。4月分の給食費については、各園での取扱いとなります。

保育料の取り扱いについて

4月分の保育料については、登園した日数に応じて保護者ごとに日割り計算とする予定です。詳細な手続き等につきましては、決定次第、お知らせいたします。